

制度利用にあたっての注意事項

災害により住宅に被害を受けた方へ重要なお知らせです。



内閣府防災担当

応急修理制度の利用にあたっては、 被害箇所・修理箇所が分かるよう “写真”を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご活用いただくにあたっては、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。

撮影にあたっての留意点等は以下のとおりです。

<撮影上の留意点>

(1) 外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど

- ✓ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。

メジャー等がない場合は浸水高を指さして撮影しましょう。

- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。

室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。

(2) 室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など

- ✓ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。

片付け等をした後だと被害状況が分かりにくくなってしまいます。事前に撮影しましょう。室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたい場合は光の反射に注意してください。

- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。

(3) 設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）の破損、故障など

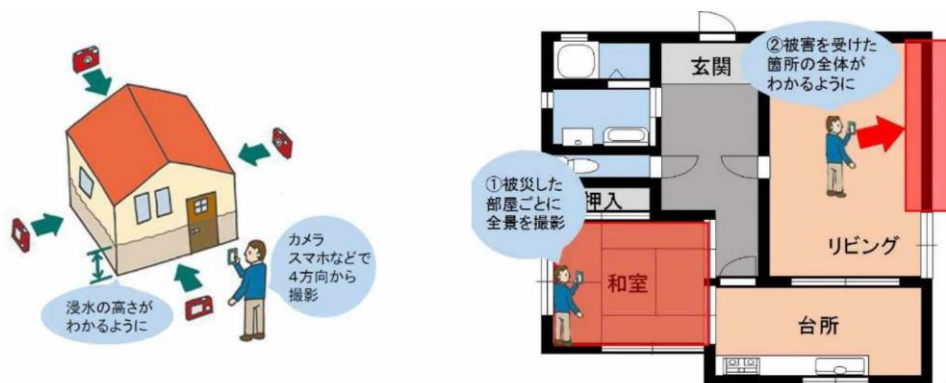
- ✓ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう

- ✓ 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう

応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

<修理業者の方にもお伝えください>

- ✓ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。



※ 床上の浸水高さなど、令和8年8月千葉豪雨・令和8年台風第25号によって住宅が被害を受けたことが分かるように撮影してください。